

財務省告示第百八十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年四月十六日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（二年）（第二百五 十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で五千三百五十億円	五千三百四十九億五千八百十五 万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年四月十六日	額面金額百円につき九十九円九

十 十
二 一

の 経 利
払 過 子
込 利 率
み 子 率

十 九 銭 一 厘
年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト
日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{365}$$

十 三

初 期 利 子

平 成 十 九 年 十 月 十 五 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 四 月 十 五 日 及 び 十 月 十 五 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。

平 成 二 十 一 年 四 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

日 本 銀 行

平 成 十 九 年 四 月 十 六 日

十 八

払 込 期 日

平 成 十 九 年 四 月 十 六 日

十 五

償 還 限

平 成 二 十 一 年 四 月 十 五 日

十 六

償 還 金 額

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 七

払 場 所

日 本 銀 行

十 八

払 込 期 日

平 成 十 九 年 四 月 十 六 日